

## 群馬大学社会情報学部評価委員会規程

平成 16 年 4 月 1 日制定

平成 16 年 11 月 17 日改正

平成 27 年 4 月 1 日

平成 28 年 4 月 1 日

### (設 置)

第 1 条 国立大学法人群馬大学大学評価規則（以下「評価規則」という。）第 7 条の規定に基づき、群馬大学社会情報学部に、群馬大学社会情報学部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目 的)

第 2 条 委員会は、本学部における教育研究水準の向上及び活性化を図るため、教育研究活動等に関する点検・評価及び群馬大学の職員以外の者による評価・検証（以下「大学評価」という。）を行い、もってその社会的責任を果たすことを目的とする。

### (組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 評議員
- (3) 副学部長
- (4) 学科長
- (5) 各常置委員会委員長
- (6) 社会情報学部に係る評価規則第 5 条第 1 項第 3 号の室員
- (7) 将来構想検討委員長
- (8) 事務長

### (委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第 1 号の委員をもって充て、副委員長は同条第 4 号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (会 議)

第 5 条 会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第7条 委員会は、大学評価に関する具体的事項を検討させるため、専門委員会を置くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務部において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、平成16年11月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。